- 4. 生活保護受給、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳による償還 免除に関すること
  - Q4-1. 特例貸付借入れ後に生活保護を利用しています。どんな書類を提出すれば、償還は免除になりますか?
  - ⇒【償還開始前】償還開始のお知らせの中で、手続きについて説明いたしますので、それまでお待ちください。
  - ⇒【償還中】兵庫県社会福祉協議会特例貸付コールセンターから任意免除(様式 1-2)の書類をお送りします。
  - ⇒【共通】任意免除(様式1-2)に必要事項を記入していただき、住民票(世帯全員分、続柄記載あり、マイナンバー記載なし)の原本の他に生活保護を受給中であることがわかる「適用証明書」や「受給証明書」書類の原本の提出をお願いします。
  - Q4-2. 身体障害者手帳(1級または2級)、精神障害者保健福祉手帳(1級)、 療育手帳区分Aを持っています。どんな書類を提出すれば免除になります か?
  - ⇒【償還開始前】償還開始のお知らせの中で、手続きについて説明いたしますので、それまでお待ちください。
  - $\Rightarrow$ 【償還中】兵庫県社会福祉協議会特例貸付コールセンターから任意免除(様式1-2)の書類をお送りします。
  - ⇒【共通】任意免除(様式1-2)に必要事項を記入していただき、住民票(世帯全員分、続柄記載あり、マイナンバー記載なし)の原本の他に該当する有効期限内の各手帳の氏名及び等級がわかるページの写しの提出をお願いします。